

私傷病による療休・休職マニュアル

千葉県公立高等学校事務職員会

東葛飾北部支部研究グループ

発表者

千葉県立清水高等学校

主任主事 大 類 貴 裕

はじめに

休暇の種類には色々あります。よくあるものをいえば年休や夏季休暇による特休などが挙げられるでしょう。これらについての事務手続きはさほど難しくはないと思います。しかし、事故や病気などにより、突然に療養休暇を取る職員が現れた場合、数々の事務処理が待っています。今までに経験がある方でも「これに関する不足書類はなかったかな？」というような細部に自信がなくなってしまう場合が多々あるかと思えます。ましてや未経験の方が行う場合、どこから手着けたらいいのかも分からない状況です。

そこで東葛飾北部支部研究グループは、(そんな時の転ばぬ先の杖として)療養休暇から休職における事務処理に関する資料があれば便利ではないかと考え、研究を行いました。

1 療養休暇について

(1) 療養休暇の意義とは・・・

労働基準法上、休暇に関する規定は、公民権行使の保障(同法第7条)、年次有給休暇(同法第39条)、産前産後の休暇(同法第65条)、育児時間(同法第67条)等があります。

学校職員の勤務条件の一つである休日及び休暇については、地方公務員法第24条第6項の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条の規定により、都道府県の条例で定めるものとされています。これらの規定により定められた「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づき定められたのが、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」です。

そのなかで療養休暇とは、負傷又は疾病のため療養する必要がある職員に対し、医師の証明書等により最小限度必要と認められる期間を与えられる有給の休暇です。年次休暇と異なり、労働基準法上の規定はありません。

(2) 療養休暇の根拠は・・・

職員の勤務時間、休暇等に関する条例

第11条(休暇の種類)

職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、看護休暇、組合休暇その他人事委員会規則で定める休暇とする。

第13条(療養休暇)

療養休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇とする。

2 療養休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。ただし、結核性疾患による場合にあっては、人事委員会の定める期間の範囲内の期間とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則

第8条(療養休暇)

勤務時間条例第13条第2項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める期間とする。

- | | |
|------------------|------|
| 一 勤続期間1年未満の者 | 1年 |
| 二 勤続期間1年以上2年未満の者 | 2年 |
| 三 勤続期間2年以上3年未満の者 | 2年4月 |
| 四 勤続期間3年以上4年未満の者 | 2年8月 |
| 五 勤続期間4年以上の者 | 3年 |

2 前項の規定にかかわらず、学校職員について勤

務時間条例第13条第2項に規定する人事委員会規則で定める期間は、1年とする。

(3) 療養休暇中の給与に関する根拠は・・・

職員の給与に関する条例

附則24項

当分の間、職員が勤務時間条例第11条に規定する療養休暇（結核性疾患、公務上の傷病又は通勤による傷病のため療養する場合のものを除く。）により、当該休暇が発生した日から起算して180日を超えて引き続き勤務しないときは、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の半額を減ずる。

2 休職について

(1) 休職の意義とは・・・

休職とは、職員に職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分をいいます。

(2) 休職の根拠は・・・

地方公務員法

第28条（降任、免職、休職等）

略

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 略

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

第3条（休職の期間）

法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。但し、その期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引続き3年を超えない限度において、これを更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

教育公務員特例法

第14条（休職の期間及び効果）

校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満2年とする。但し、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満3年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律

国立又は公立の学校の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法第14条の規定を準用する。

地方公務員法

第55条の2（職員団体のための職員の行為の制限）

職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第1項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて5年（地方公営企業労働関係法第6条第1項ただし書（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員について

は、5年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

- 4 第1項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする。
- 5 第1項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
- 6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(3) 休職中の給与に関する根拠は・・・

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

第4条 (休職の効果)

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者に対しては、職員の給与に関する条例、その他条例で別段の定をする場合を除き、休職の期間中給料の3分の1を支給することができる。

教育公務員特例法

第14条 (休職の期間及び効果)

校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満2年とする。但し、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満3年まで延長することができる。

- 2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

地方公務員法

第55条の2 (職員団体のための職員の行為の制限)

1～4 略

- 5 第1項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

する。

6 略

職員の給与に関する条例

第22条 (休職者の給与)

職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。附則第24項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、教育公務員特例法第14条及び国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の適用を受ける場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定がない限り、前4項に定める給与を除く外他のいかなる給与も支給しない。
- 6 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間、いかなる給与も支給しない。

3 療養休暇の種類と承認者

種 類	結核性疾患 (勤務時間条例 13 条 1 項)	その他の私傷病 (勤務時間条例 13 条 1 項)				公務災害 (勤務時間条例 13 条 1 項)			
付 与 単 位	1 日、半日、 1 時間	1 日		半日又は 1 時間		1 日		半日又は 1 時間	
療 休 の 期 間		短期間 (7 日以内)	7 日超 ～ 180 日	短期間 (7 日以内)	7 日超	短期間 (7 日以内)	7 日超	短期間 (7 日以内)	7 日超
療 休 の 承 認 者	教育長	所属長	所属長	所属長	所属長	所属長	所属長	所属長	所属長
診 断 書	必 要	認証できれば 不要	必 要	認証できれば 不要	必 要	承認できれば 不要 (但し、公務 災害の認定の ためには必要)	必 要	承認できれば 不要 (但し、公務 災害の認定の ためには必要)	必 要

注 1 所属長における療養休暇の承認は、医師等の証明に基づき、必要最小限の期間の日数を与えるが、必ず療養休暇の末日を確定しておくこと。
2 風邪、頭痛、悪阻等で 7 日以内に治癒する見通しのある場合 (短期間の病状) には、医師の診断書にかえて、申請者が勤務に服することが困難であることを所属長において認証できれば、療養休暇を承認することができる。
3 療養休暇が治癒するまでに 8 日以上にわたる場合、又は、7 日以内の療養休暇が断続的、頻繁に行われる場合は、診断書の提出を求め、その診断書に基づいて判断すること。
4 悪阻等妊娠障害にかかる療養休暇の場合は、7 日以内の療養休暇が断続的、頻繁に行われた場合においても、母子手帳等によって妊娠の事実が判明している場合には、診断書は不要。
5 妊娠中及び出産後 1 年を経過していない女性職員が妊娠又は出産後の経過に異常又はそのおそれがある場合で、医師等により勤務時間を短縮するよう指示があった時は、時間単位の療養休暇として取扱うこと。

4 療養休暇、休職の期間と給与

種 類		期間に関する事項	給与に関する事項
療 養 休 暇	公務傷病休暇	公務災害の認定にかかる期間内で、療養のため必要と認められる期間 (公務上の負傷、疾病により休養する期間は分限免職はできないが、療養開始後 3 年を経過した日に傷病補償年金を受けている場合、同日後に受けることとなった場合にはその日以降は分限免職をすることが可能 (地方公務員災害補償法第 28 条の 3))	全額支給 (給与条例附則 24 項)
	結核療養休暇	学校職員の場合 1 年までの期間 (勤務時間規則第 8 条第 2 項) その他の職員の場合 勤続期間 1 年未満の者 1 年 1 年以上 2 年未満の者 2 年 2 年以上 3 年未満の者 2 年 4 月 3 年以上 4 年未満の者 2 年 8 月 4 年以上の者 3 年 (勤務時間規則第 8 条第 1 項)	全額支給 (給与条例附則 24 項)
	私傷病休暇	必要最小限の期間 (勤務休暇条例第 13 条第 2 項)	180 日を超えた場合半減 (給与条例附則第 24 項)
休 職	公務等による休職	療養休暇の場合と同じ	全額支給 (給与条例第 22 条第 1 項)
	結核性疾患による休職	学校職員の場合 2 年までの期間。 ただし必要があれば 3 年までの延長が可能。 (教育公務員特例法第 14 条、 事務職員の休職の特例に関する法律)	学校職員の場合 2 年間 (延長の場合も含む) 全額支給 (教育公務員特例法第 14 条、 事務職員の休職の特例に関する法律)
		その他の職員の場合 3 年以内で個々に定める期間 (分限条例第 3 条第 1 項)	その他の職員の場合 2 年間 80/100 支給 3 年目 1/3 支給 (給与条例第 22 条第 2 項、分限条例第 4 条第 2 項)
	私傷病による休職	3 年以内で個々に定める期間 (分限条例第 3 条第 1 項)	1 年間 80/100 支給 2 年目以降 1/3 支給 (給与条例第 22 条第 3 項、分限条例第 4 条第 2 項)
	刑事事件による休職	当該刑事事件が裁判所に係属する期間 (分限条例第 3 条第 3 項)	60/100 以内支給 (給与条例第 22 条第 4 項)
	専従による休職	在職期間を通じて 5 年以内 (地方公務員法第 55 条の 2 第 3 項)	支給しない (給与条例第 22 条第 6 項)

5 事例による事務手続き

《想定事例》

氏 名：東葛 北郎（とうかつ きたろう）

職 名：教諭（担当教科：理科）

職員コード：〇〇〇〇〇〇〇〇

所 属：千葉県立〇〇高等学校

所属コード：〇〇〇〇〇

学校番号：〇〇

生年月日：昭和44年1月30日

性 別：男

住 所：千葉県流山市〇〇〇

家族構成：本人及び配偶者

（配偶者氏名：東葛 みなみ）

被扶養者：なし

給 料：教育職（一）2級13号給（306,100円）

平成16年10月1日

通 勤：運河～豊四季（電車）

そ の 他：療養休暇（精神疾患）（180日間）

平成16年11月12日～

平成17年5月10日

休 職（2年5月21日間）

平成17年5月11日～

平成19年10月31日

復 帰

平成19年11月1日

※ 休職の期間は、今回の研究のために便宜上決めた期間になっています。実際には医師の診断書等に基づいて具申を行う事となります。

年 月 日	事 項	提 出 先	根 拠 法 令	備 考	記載例
H16 10 1	昇給 教育職 1~12 13				
同時	退職届提出		服務規程第19条		
同時	出勤簿		高管規程第4条 富管規程第1条		
H16 11 (療養休暇開始前)	服務規程	校長	高管規程第60条・60条の2 富管規程第57条第57条の2 服務規程第11条	8日以上にわたる時 ・医師の診断書	
H16 11	職員の進退に関する報告 ・療養休暇30日以上承認報告	教職員課人事室 (教育総務課) ※事務職員の場合 〇 内、以下同し	高管規程第59条第2項7号 富管規程第56条第2項7号	引き続き30日以上にわたる療養休暇を承認したとき ・服務規程の写し ・診断書の写し	人・協①
療養休暇開始 H16 11 12					
H16 11	給与電算報告 ・期末勤続手当 (修正報告書4)	教育総務課人事給与室	期末勤続規則第12条6項	期末・・180日を超えた場合は平成後の給与を基礎 勤続・・週休日等を除いた日数が30日を超える場合は全休期間除算	
H16 12	給与電算報告 ・通勤手当	企画財務課財務課課長 (例外処理の場合)	通勤規則第20条	交通機関利用・・例外処理 自動車等・・・停止 全管理職、定通、産業教育手当該当の場合・・・停止	給・協①
療養休暇30日経過 H16 12 11 (以下30日を超えるごとに)	職員の進退に関する報告 ・療養期間30日超過報告	教職員課人事室 (教育総務課)	高管規程第59条第2項8号 富管規程第56条第2項8号	療養休暇の期間が30日を超えたとき(以下30日を超えるごとに) ・服務規程の写し ・診断書の写し	人・協②
療養休暇41日経過 H17 1 16 (次回の昇給期ごとに)	昇給延滞(〃)／6計算 ・昇給延滞者リスト ・修正報告書1	教育総務課人事給与室	初任給規則第35条2項	一定の日数以上勤務をしない場合 1/6計算により次期昇給延滞 昇給期間の全日数・(週休日、休日等)＝現日数 現日数×1/6＝4.1日	給・協③
療養休暇3月経過 H17 2 11 (以下3月ごとに)	例次報告書	教職員課 (教育総務課)	服務規程第12条	・診断書の写し	人・協①1~2
健康審査会の1通開始	健康審査会 (神経・精神性疾患)	学校保健課		・観察報告書 ・家庭状況調査書 ・診断書(人事委員会指定の医師2名) ・その他資料(病状に関する検査結果等)	人・協①1~2
H17 4 (休職前) (延長の場合は期限満了前 その都度)	職員の進退に関する具申 ・休職具申	教職員課人事室 (教育総務課)	高管規程第59条 富管規程第56条 分限条例第2条第4項	・休職についての具申書 ・休職届(神経精神性疾患の場合は近親者の連署または同意書) ・診断書の写し ・学校長の副申書 ・審査会通知書	人・協③1~3
H17 5	給与電算報告 ・休職手当 (修正報告書3)	教育総務課人事給与室	給与条例第22条3項	特令事項コード(休職14・15) 休職による休職の場合・・1年間90/100を支給 5月分給与は日割計算	給・協②
療養休暇180日経過 H17 5 10					
休職開始 H17 5 11					
H17 6	給与電算報告 ・期末勤続手当 (修正報告書4)	教育総務課人事給与室	給与条例第22条3項 期末勤続規則第6条2項・8条	期末・・85/100を支給。休職期間の1/2に相当する期間を控除 勤続・・休職中は支給なし	給・協①1~2
休職3月経過 H17 8 10 (以下3月ごとに)	例次報告書	教職員課人事室 (教育総務課)	服務規程第12条	・診断書の写し	人・協③1
		学校保健課		・例次報告書 ・診断書(人事委員会指定の医師2名)	人・協③2
H17 10 1 (以下4月、10月ごとに)	長期療養費見舞金請求書	公立学校教職員互済会	互助会給付規則第17条	4/1・10/1を基準日として年2回給付 ①給付、公務災害による休職者 1万円 ②100分の80を支給される病気休職者 2万円 ③3分の1を支給され傷病手当金の給付を受けている者 5万円 ④3分の1を支給され傷病手当金の給付をされない者 1.5万円	給・協④
H17 11	給与電算報告 ・期末勤続手当 (修正報告書4)	教育総務課人事給与室	給与条例第22条3項 期末勤続規則第6条2項・8条	期末・・85/100を支給。休職期間の1/2に相当する期間を控除 勤続・・休職中は支給なし	
H18 5	給与電算報告 ・休職(2年目) (修正報告書3)	教育総務課人事給与室	職員の分限条例第4条2項 期末勤続規則第2条1項・8条	特令事項コード(休職2年目19)及び前休職地会コード解除 休職2年目以降は給料の1/3を支給 5月分給与は日割計算 期末、勤続・・休職中は支給なし(2年目以降)	給・協⑤
休職(2年目) H18 5 11					
H18 6 (以下1年6月まで毎月)	傷病手当金請求書	福利課給付班	地公費法第68条・71条	支給開始日から1年6月間(給付は3年割) 傷病手当金請求金は手当金終了後6月間支給可能 ・療養の写し ・診断書の写し ・医師の証明(勤務に就くことが出来ない旨が明確に判断できる文面) 申請書等は、最上の1ヶ月を単位に1組を提出のこと	給・協⑤
休職(3年目) H19 5 11					
	健康審査会(出陣) (神経・精神性疾患)			診断書及び病状報告書により、回復が判断された場合は、 次回以降の審査会で面談を行う。 面談の結果、寛解状態が確認された場合、「観察後出勤」を実施	
	観察後出勤 (神経・精神性疾患)				
(観察後出勤後毎月)	観察後出勤中における健康審査会			・観察準備期における病状報告書 ・観察記録(学校長及び本人)	
H19 10 (復職前)	職員の進退に関する具申 ・復職具申	教職員課人事室 (教育総務課)	高管規程第59条 富管規程第56条 服務規程第14条	・復職についての具申書 ・復職届 ・診断書または休職事由の病状を証する書類 (給付性、神経性、精神性疾患の場合は健康審査会の判定による 審査会通知書) ・校長の副申書	人・協③1~3
H19 10	給与電算報告 ・休職完全解除 (修正報告書3) ・復職時調整	教育総務課人事給与室 教育総務課人事給与室	給与条例第5条12項 初任給規則第43条 H2年教給第17号	復職時調整時期の10日前までに提出 ・出勤簿の写し ・療養費控除の写し ・週休日の指定簿 ・調査の記載内容確認するに足る書類 (休職評価の写し) ・勤務状況調査書	給・協② 給・協①1~2
復 職 H19 11 1					
H19 11	給与電算報告 ・期末勤続手当 (修正報告書4)	教育総務課人事給与室	期末勤続規則第6条2項・12条	期末・・休職期間の1/2に相当する期間を控除 勤続・・休職期間の全期間控除	

人・服①

千葉県教育委員会 様 職員の療養休暇について（報告） このことについて、本校 教諭 東葛北郎 に引き続き30日以上にわたる療養休暇を承認しましたので、県立高等学校管理規則第59条第2項第7号の規定により関係書類を添えて報告します。 関係書類 ・ 服務整理簿の写し ・ 診断書の写し	〇〇 第 〇〇 号 平成16年11月〇日 千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印
---	--

人・服②

千葉県教育委員会 様 職員の療養休暇について（報告） このことについて、本校 教諭 東葛北郎 の療養休暇の期間が12月12日で30日を超えましたので、県立高等学校管理規則第59条第2項第8号の規定により関係書類を添えて報告します。 関係書類 ・ 服務整理簿の写し ・ 診断書の写し	〇〇 第 〇〇 号 平成16年12月〇日 千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印
---	--

人・服③-1

千葉県教育委員会 様 病状報告書の提出について 病気療養中にかかる 本校 教諭 東葛北郎 の県立学校職員服務規程第12条によるこのことについて、別紙診断書を添えて報告します。	〇〇 第 〇〇 号 平成17年 2 月11日 千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印
--	--

人・服③-2

病 状 報 告 書					
					平成〇年〇月〇日
学校名	千葉県立〇〇高等学校		職 名	教 諭	
ふりがな 氏 名	とうかつ 東 葛	きたろう 北 郎	生年月日	昭和44年1月30日	年齢 〇〇歳
治 療 の 状 況	①. 入院している ②. 通院している ③. その他		(説明欄)		
日常生活 (一般状態)					
将来の方針 (家族の考え)					
備 考					

上記の県立学校職員服務規程第12条及び県立高等学校管理規則第59条第2項第8号に該当する場合は次の様式により報告

千葉県教育委員会 様 病状報告書の提出について 病気療養中にかかる 本校 教諭 東葛北郎 の県立学校職員服務規程第12条及び高等学校管理規則第59条第2項第8号によるこのことについて、別紙診断書を添えて報告します。	〇〇 第 〇〇 号 平成17年 2 月11日 千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印
--	--

(様式1) 【B4版】

観 察 報 告 書

学校名	千葉県立〇〇高等学校			職 名	教 諭		
ふりがな 氏 名	とうかつ きたろう 東 葛 北 郎			生年月日	昭和44年1月30日 生		
住 所	流山市〇〇〇			男女別	(男) ・ 女	年齢	〇〇歳
休職内申期間	自	平成 〇 年 〇 月 〇 日		至	平成 〇 年 〇 月 〇 日		
1 発病前の生活態度等	・・・・・・・・						
2 発病は何年何月頃か	・・・・・・・・						
3 発病時及びそれ以後 の状態	・・・・・・・・						
4 特に問題となる点	・・・・・・・・						
5 家庭の環境、家族の 考え等	・・・・・・・・						
6 医師の診療を受ける 時は誰と一緒に رفت たか	・・・・・・・・						
7 備 考							

平成 〇 年 〇 月 〇 日

学 校 名 千葉県立〇〇高等学校
学校長氏名 〇 〇 〇 〇

印

(様式5) 【B5版】

家 庭 状 況 調 査 票

No. _____

在籍校名	千葉県立〇〇高等学校			職 名	教 諭		
ふりがな 氏 名	とうかつ きたろう 東 葛 北 郎			性 別	(男) 女	生年月日	昭和44年1月30日
住 所	流山市〇〇〇			専 門 教科名	理 科		
休 職	平成 〇 年 〇 月 〇 日 ~			入院 治療中 家庭			
本 籍							
家 族 の 状 況	氏 名	本人との 続 柄	同 別 居	年 齢	職業 【 具体的に記入すること 在学中の者は学校・学年 】		
	東葛 みなみ	妻	同居	〇〇	〇〇会社		
	本人 東葛 北郎				保護義務者 との連絡先 TEL 東葛 みなみ 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
経 済 状 況	・・・・・・・・						
	教育 (一) 2級13号給 給料月額 306,100 円						
職 歴 ・ そ の 他	教職年数 〇年 勤務校名 〇〇高校 〇〇高校 その他						
記入者職氏名 校長 〇 〇 〇 〇 印					記入年月日 平成 〇 年 〇 月 〇 日		

人・服⑤-1

〇 〇 秘 第 〇 号
平成17年 4 月 〇 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印

休職についての具申
このことについて、下記のとおり休職発令願いたく必要書類を添えて具申いたします。

記

学校番号 〇〇 所属コード 〇〇〇〇〇

事 由	給 料	職 名	氏 名	健 審	備 考
神経衰弱状態	教育職 (一) 2級13号給	教 諭	東 葛 北 郎 (職員コード)	H17.〇. 〇 第〇〇号 A1〇月	期間 平成17年 5 月 11日から 平成 〇 年 〇 月 〇 日まで 理 科 36歳

添付書類 (平成17年5月11日発令希望)

- 1 休職願
- 2 副申書
- 3 診断書
- 4 審査会通知書

人・服⑤-2

休 職 願

平成17年 4 月 〇 日

千葉県教育委員会 様

所 属 千葉県立〇〇高等学校
職・氏名 教 諭 東 葛 北 郎 印
(神経性疾患の場合は連署) 妻 東 葛 みなみ 印

下記のとおり休職をしたいので、承認くださるようお願いいたします。

記

理 由 神経衰弱状態のため
期 間 平成17年 5 月 11日から
平成 〇 年 〇 月 〇 日まで

人・服⑤-3

平成17年 4 月 〇 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印

副 申 書

本校 教諭 東葛北郎 は、平成17年5月11日から 神経衰弱状態 のため〇年〇か月間休職を承認くださるよう関係書類を添えて副申します。

人・服⑥-1

〇 〇 第 〇〇 号
平成17年 2 月 11日

千葉県教育委員会 様

千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印

病状報告書の提出について
病気による休職中にかかる 本校 教諭 東葛北郎 の県立学校職員服務規程第12条によるこのことについて、別紙診断書を添えて報告します。

人・服⑥-2

(様式2) 【B4版】

病 状 報 告 書 (神経・精神科)

〔入院中のものについては
医師の診断書とする。〕

学校名	千葉県立〇〇高等学校	職 名	教 諭	教科	理科
氏 名	とうかつ きたろう 東 葛 北 郎	生年月日	昭和44年1月30日	年齢	〇〇歳
住 所	流山市〇〇〇	電話	〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
最近3か月 治療の状況	1. 治療を受けていない ② 通院している 3. 入院している				
日常生活 (一般状態)					
将来の方針 (家族の考え)					
備 考					

平成 〇 年 〇 月 〇 日

学 校 名 千葉県立〇〇高等学校
学校長氏名 〇 〇 〇 〇

印

※ 審査会は 平成 年 月 日 です。

人・服⑦-1

〇 〇 秘 第 〇 号
平成19年10月 〇 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印

復職についての具申
このことについて、下記のとおり復職発令願いたく必要書類を添えて具申いたします。
記

学校番号 〇〇 所属コード 〇〇〇〇〇

事 由	免 許 状	職 名	氏 名	健 審	備 考
神経衰弱状態 治癒の為	高一種 理科 中二種 理科	教 諭	東 葛 北 郎 (職員コード)	H19.10.〇 第〇〇号	期間 平成17年5月11日から 平成19年10月31日まで 理 科 38歳

添付書類

(平成19年11月1日発令希望)

- 1 復職願
- 2 副申書
- 3 診断書
- 4 審査会通知書

人・服⑦-2

復 職 願

平成19年10月 〇 日

千葉県教育委員会 様

所 属 千葉県立〇〇高等学校
職・氏名 教 諭 東 葛 北 郎 印

下記のとおり休職をしていますが、休職の理由が消滅しましたので、復職を承認くださるようお願いいたします。
記

理 由 神経衰弱状態のため
期 間 平成17年5月11日から
平成19年10月31日まで

人・服⑦-3

平成19年10月 〇 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立〇〇高等学校長〇〇〇〇 印

副 申 書

本校 教諭 東葛北郎 は、平成17年5月11日から 神経衰弱状態 のため2年6か月間休職を受けていましたが、その間一意専心療養につとめた結果心身に快方にむかい、授業等日常の勤務に差し支えないものと認められます。
つきましては、平成19年11月1日から復職を承認くださるよう関係書類を添えて副申します。

第3号样式

給与例外計算処理依頼書

つぎの理由により給与の例外計算処理を依頼します。 例 外 計 算 管 理 者 様										16年〇月〇日 千葉県立〇〇高等学校長 [印]										処 理 結 果 受 理 年 月 日 伝 達 年 月 日																													
所 属 名 部署コード 〇 〇 高										氏 名 職員コード 東 葛 北 郎										異動理由 療養休暇に伴い、12月分から通勤手当払戻しのため										職 名 通勤給料表 教 育 職 (一) 駅-号線 2 - 1 3 結 算 〇 〇 〇 〇 発 生 月 1 2 月																			
区 分 種別 通勤手当										職 員 手 当 種別コード 既 期 異 期										共済組合掛金 種別 コード										互助団体掛金 位 置 級 所 得 額 備 考																			
コー ム 支 出 金 額										正 常 支 給										異 常 支 給										未 収 入 金 額																			
6,840										35,810										△ 28,970																													
通勤経路 ① 環 湾 一 豊田巻 (電車)										支給済額 35,810										3ヶ月定額 18,900										1ヶ月定額 6,630										片道運賃 180									
11月中途より療養休暇のため、12月分から4月分の5ヶ月分を算入																																																	
電車 払戻に伴う返金額 = 券面金額 - 経過期間に対応する定期乗代 - 手数料(210円)																																																	
① 28,970円 = 35,810円 - 6,630円(1ヶ月) - 210円																																																	
払戻額は ① 28,970円 計 28,970円																																																	

注 職員手当欄には細部名を記入すること。

給・福②

[illegible]

給・福③-1

[illegible]

給・福③-2

給・福④-1

期末・勤務手当の期間算出 平成17年 6月

職員コード
氏名
東 葛 北 郎

休職等期間
平成16年11月12日 ~ 平成17年 5月10日 療養休職
平成17年 5月11日 ~ 平成17年 6月 1日 休職

期末
期末期間
平成16年12月 2日 ~ 平成17年 6月 1日

除算期間の算出
平成16年12月 2日 ~ 平成17年 5月10日 180日 療養
療養休職は180日を超えない場合除算なし
平成17年 5月11日 ~ 平成17年 6月 1日 22日 休職
休職は1/2除算
22日 × 1/2 = 11日

在職期間の算出
6ヶ月 ~ 11日 = 5ヶ月19日

勤務日
5ヶ月19日

支給割合
80/180

期末控除期間
011

※ 基準日に休職中の場合の1年日は期末手当基礎額は80/180

勤続
勤続期間
平成16年12月 2日 ~ 平成17年 6月 1日

控除期間の算出
平成16年12月 2日 ~ 平成17年 5月10日 104日 療養
療養休職は週休日等を除いた日が30日を超える場合全期間を控除する
平成17年 5月11日 ~ 平成17年 6月 1日 休職
基準日に休職の場合は支給しない

在職期間の算出

勤務日
休職中

期間率
9/180

復 職 時 調 整 調 書

学 校 名	千葉県立〇〇高等学校	職 名	教 諭	氏 名	東 葛 北 郎
所属コード	〇〇〇〇〇	職 員 コード	〇〇〇〇〇〇〇〇		
復職時等の日における職 号給及びその発令年月日	教育 職 (一) 2 級 13 号給 (〇〇〇 〇〇〇 円)	発令年月日	平成16年10月 1日		
休職等の理由	休職等の始期及び終期	調整換算率	換算後の調整期間		
療養休職	16年11月12日から 17年 5月10日まで 月 日開		年 月 日		
休 職	17年 5月11日から 18年10月31日まで 3 5 月 2 0 日開	1/2	1年 5月25日		
	年 月 日から 年 月 日まで 月 日開		年 月 日		
調 整 期 間 の 計 (A)				1年 5月25日	
実 勤 務 期 間 (休 職 等 以 外 の 期 間) 等				日 数	
平成16年10月 1日 ~ 平成16年10月11日				月 11日	
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				月 日	
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				月 日	
実 勤 務 期 間 等 の 計 (B)				年 月 11日	
内 容				延 続 月 数	
昇給期間短縮 措置の内容と 延 続 月 数				月	
延 続 月 数 の 計 (C)				月	
調 整 期 間 等 (A + B + C) の 合 計				1年 6月 6日	
復職時調整期間	平成19年11月 1日	復職時調整後 の職号給等	2 級 14 号給 (4 月)		
復職時調整後の時期昇給予定の 時 期 及 び 級 号 給	平成20年 7 月 1日	2 級 15 号給			
休職等の期間中及び復職等の日 以後における昇給、昇格、異動 等の発令事項及びその発令年月日	休職等の期間の前後に おける勤務等の内容等	備 考			

給・福④-2

勤 務 状 況 調 書 (昇給予定者名簿)
平成19年11月 1日現在

千葉県教育委員会教育長 様
所属長 千葉県立〇〇高等学校長 〇〇〇〇 印

配布コード	所属コード
	〇〇〇〇〇

職員コード	氏名	適 用 給料表 コード	現在の給料		1号上位 の級号給	勤務 成績	休職・療養休職・欠勤等の状況			年 月 日以 降 年 月 日までの 間における異動状況	備 考
			級号給	発令年月日			種別	事由	月日または期間		
〇〇〇〇〇〇〇〇	東 葛 北 郎	2 1	2 1 3	平成16 10 1	2 1 4		療休	私傷病	H16 11 12~H17 5 10		復職時調整 2-14 (4)
							休職	私傷病	H17 5 11~H19 10 31		

給・福⑤

昇給延伸者リスト (平成〇〇年 〇月 1日現在)

学校名 千葉県立〇〇高等学校 所属コード 〇〇〇〇〇

職員コード	氏 名	適用 給料表	現在の級号給		休職、療養休職、欠勤等の状況			勤務した日数 (5/6計算)	備 考
			級号給	発令年月日	種別	事由	期間及び日数		
〇〇〇〇〇〇〇〇	東 葛 北 郎	教育職 (一)	2-13	H16 10.1	療休	私傷病	H16. 11. 12~ H17. 5. 10 180日	11日	(2025日)
					休職	私傷病	H17. 5. 11~ H17. 9. 30 143日		

[illegible][illegible]

給・福⑥ (裏)

平成18年 5月1日から平成18年 5月31日まで 出勤しなかった期間に対して、次の金額を支払ったことを証明する。 平成18年 5月1日 から 5月 20 日 まで 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで 平成18年 5月 2日 所属機関の名称 職名 平塚県立〇〇高等学校 所在地 〒 氏名 ○ ○ ○ ○			今年支給日数 (該当日に○印を付す。) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>5月分</th> <th>15日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>火</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>7</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>				5月分	15日	月曜	1	8	火	2	9	水	3	10	木	4	11	金	5	12	土	6	13	日	7	14
	5月分	15日																											
月曜	1	8																											
火	2	9																											
水	3	10																											
木	4	11																											
金	5	12																											
土	6	13																											
日	7	14																											
給 料 $\frac{318,344}{32} = \underline{\underline{14,470.16}}$ (10円未満四捨五入) $\frac{14,470}{10} = \underline{\underline{1,447.0}}$ (繰上り四捨五入) 給付日額 支給日数 給付額 11,576 × 15 = 173,640 給付額 控除額 給付決定額 173,640 - 69,204 = 104,436			<障害年金等との調整> 障害年金等の額 $\times \frac{1}{254} = \underline{\hspace{2cm}}$ (元未満端切捨) ① 給付日額① - ② = 給付決定額 調整日額 支給日数 支給決定額 × =																										
支 給 額 計 算			前 回 支 給 分																										
平成18年 5月1日から			平成 年 月 日まで																										
			平成18年 5月31日まで																										

当該委員に對しては、出勤しなかった期間に支払われた給料の証明金額は、給料の8/10の額であること。

給・福⑦

様式第9号 <u style="text-decoration: underline 3px;">長期療養者見舞金請求書</u>																																																																																																								
カード番号 1 2 5 2																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="8">所属コード</th> <th colspan="7">組合員証番号</th> </tr> <tr> <td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td> <td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>															所属コード								組合員証番号							3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																	
所属コード								組合員証番号																																																																																																
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																																																																												
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="4" rowspan="2">区分 月 日</th> <th colspan="4" rowspan="2">受付番号</th> <th colspan="2" rowspan="2">給付 種別 コード</th> <th colspan="6" rowspan="2">決 定 額</th> </tr> <tr></tr> <tr> <td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td> <td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td> <td>24</td><td>25</td> <td>26</td><td>27</td> <td>28</td><td>29</td> <td>30</td><td>31</td> </tr> <tr> <td>4</td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td> <td>0</td><td>5</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>															区分 月 日				受付番号				給付 種別 コード		決 定 額						16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	4										0	5																																														
区分 月 日				受付番号				給付 種別 コード		決 定 額																																																																																														
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																																																																									
4										0	5																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4"> 共済組合員証記号番号 </td> <td colspan="11"> 公立千 ○○○○○○○○ 号 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 所 属 所 名 </td> <td colspan="11"> 千葉県立○○高等学校 (電話 ○○○-○○-○○○) </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 所 属 所 所 在 地 </td> <td colspan="11"> 〒○○○-○○○ ○○市○○○ </td> </tr> <tr> <td colspan="8"> 会 員 氏 名 </td> <td colspan="4"> 東 葛 北 郎 </td> <td colspan="2"> 互助会加入年月日 </td> <td colspan="1"> ○○年○○月○○日 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 請 求 金 額 </td> <td colspan="11"> 20 000 円 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 傷 病 名 </td> <td colspan="11"> 神経衰弱 </td> </tr> </table>															共済組合員証記号番号				公立千 ○○○○○○○○ 号											所 属 所 名				千葉県立○○高等学校 (電話 ○○○-○○-○○○)											所 属 所 所 在 地				〒○○○-○○○ ○○市○○○											会 員 氏 名								東 葛 北 郎				互助会加入年月日		○○年○○月○○日	請 求 金 額				20 000 円											傷 病 名				神経衰弱										
共済組合員証記号番号				公立千 ○○○○○○○○ 号																																																																																																				
所 属 所 名				千葉県立○○高等学校 (電話 ○○○-○○-○○○)																																																																																																				
所 属 所 所 在 地				〒○○○-○○○ ○○市○○○																																																																																																				
会 員 氏 名								東 葛 北 郎				互助会加入年月日		○○年○○月○○日																																																																																										
請 求 金 額				20 000 円																																																																																																				
傷 病 名				神経衰弱																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 事由 </td> <td colspan="14"> ① 経路及び公務災害による休職者に該当する。 ② 総額月額の100分の80を支給される病気休職者に該当する。 ③ 総額月額の3分の1を支給される病気休職者であって、公立学校共済組合から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給される者に相当する扱いを受ける者に該当する。 ④ 総額月額の3分の1を支給される病気休職者であって、公立学校共済組合から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給されない者に相当する扱いを受ける者に該当する。 ⑤ その他(具体的に記入のこと。) </td> </tr> <tr><td colspan="14"></td></tr> <tr><td colspan="14"></td></tr> <tr><td colspan="14"></td></tr> <tr><td colspan="14"></td></tr> </table>															事由	① 経路及び公務災害による休職者に該当する。 ② 総額月額の100分の80を支給される病気休職者に該当する。 ③ 総額月額の3分の1を支給される病気休職者であって、公立学校共済組合から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給される者に相当する扱いを受ける者に該当する。 ④ 総額月額の3分の1を支給される病気休職者であって、公立学校共済組合から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給されない者に相当する扱いを受ける者に該当する。 ⑤ その他(具体的に記入のこと。)																																																																																								
事由	① 経路及び公務災害による休職者に該当する。 ② 総額月額の100分の80を支給される病気休職者に該当する。 ③ 総額月額の3分の1を支給される病気休職者であって、公立学校共済組合から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給される者に相当する扱いを受ける者に該当する。 ④ 総額月額の3分の1を支給される病気休職者であって、公立学校共済組合から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給されない者に相当する扱いを受ける者に該当する。 ⑤ その他(具体的に記入のこと。)																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 所属所長の 証 明 </td> <td colspan="14"> 請求者の 東 葛 北 郎 は 平成17年10月 1日現在、上記事由の 第 2 号に該当していることを証明する。 平成17年10月 1日 </td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: right;"> 所属所長 千葉県立○○高等学校 所属所長名 ○ ○ ○ ○ </td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: right;"> 印 </td> </tr> </table>															所属所長の 証 明	請求者の 東 葛 北 郎 は 平成17年10月 1日現在、上記事由の 第 2 号に該当していることを証明する。 平成17年10月 1日														所属所長 千葉県立○○高等学校 所属所長名 ○ ○ ○ ○														印																																																												
所属所長の 証 明	請求者の 東 葛 北 郎 は 平成17年10月 1日現在、上記事由の 第 2 号に該当していることを証明する。 平成17年10月 1日																																																																																																							
	所属所長 千葉県立○○高等学校 所属所長名 ○ ○ ○ ○																																																																																																							
	印																																																																																																							
上記のとおり請求します。 平成17年10月 1日 財団法人 千葉県公立学校教職員互助会理事長 様 請求者 氏 名 東 葛 北 郎 5																																																																																																								

おわりに

今回、私たち東葛飾北部支部研究グループは、職員が療養休暇及び休職を取得する際に必要な事務処理について研究してみました。その結果、普段見る事が少ない書類が数多くある事がわかりました。

また一言で「療休・休職」と言っても、取得する理由となったものによって、その期間や取得中の給与等へ与える影響（つまりはそれに関する各種規則等）が異なっていることもよくわかりました。さらに「療休取得開始から〇〇日経過すると△△を提出する」といった処理が多いため、取得期間の始期とそれから何日経過したのか、更にそれから終期がいつになるのかという事の把握を正確かつ迅速に行う事が大切であり、そしてそのためにも日頃から教職員との連絡をスムーズにしておく事の重要性も再認識しました。

なお、資料作成にあたっては療養休暇と休職の制度について根拠を研究し、実際に1つの事例を想定したものを時系列順に並べた一覧表とそれに対応した記入例を出来る限り添付して、実際にこういった事例がでた場合に資料として利用できるように心がけてみました。もしもの際に役立てて頂ければ幸いです。

千葉県公立高等学校事務職員会
東葛飾北部支部研究グループ

千葉県立流山高等学校

副主査 堤 原 左知子

千葉県立流山東高等学校

主任主事 安 田 貴 光

千葉県立野田高等学校

主 事 松 井 真 一

千葉県立清水高等学校

主任主事 大 類 貴 裕

千葉県立野田北高等学校

副主査 山 口 直 子

千葉県立関宿高等学校

副主査 千 濱 智恵美